

一般財形預金

(平成22年10月20日現在)

商品名	・一般財形預金	
販売対象	・財産形成預金契約先企業勤務の勤労者の方のみ	
期間	・積立期間3年以上（年1回以上の預入が必要です。）	
預入	預入方法	・給与または賞与からの天引き預入に限ります。 ・預入毎に期日指定定期預金を作成します。
	預入金額	・1回1円以上
	預入単位	・1円単位
払戻方法	・解約日に一括して支払います。 ・預入明細単位での一部払戻しが可能です。	
利息	適用金利	・預入時の店頭表示の利率を適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
	利払頻度	・個別の定期預金毎に、満期時に一括して支払います。
	計算方法	・付利単位を1円とし、1年毎の年複利計算 ただし、年単位としない預入日数については、1年を365日とする日割計算による年複利計算
税金	・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。	
手数料	—	
付加できる特約事項	—	
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。 ① 預入期間が6ヵ月未満の場合 解約時における普通預金利率 ② 預入期間が6ヵ月以上3年未満の場合 6ヵ月以上1年未満 「2年以上」の約定利率×40% 1年以上1年6ヵ月未満 「2年以上」の約定利率×50% 1年6ヵ月以上2年未満 「2年以上」の約定利率×60% 2年以上2年6ヵ月未満 「2年以上」の約定利率×70% 2年6ヵ月以上3年未満 「2年以上」の約定利率×90% （ただし、小数点第3位未満は切捨て計算します。）	
金利情報の入手方法	・金利については窓口へご照会ください。	
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室（9時～17時、電話：フリーダイヤル0120-173017）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） 仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に、上記コンプライアンス室また全国しんきん相談所（9時～17時電話：03-3517-5825）にお申し出ください。	
その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）	

